

【件名】

市道の草刈りについて

【内容】

市道両側の立木、雑草がおい繁り、人の通行は何とか出来ますが、車の通行には支障がある程の状態です。

両側地主へ草刈りなどの指示を出して車でも本来の市道として使用出来るよう、行政指導お願いします。

地主が放置して市民に迷惑かけてるものを市が税金を使って除草するのは税金のムダ使いだと思います。

【回答】

(現地調査実施)

市道の区域内に生えた立木や雑草が一般の通行に支障をきたす場合、市が伐採等を行いますが、今回のように個人所有の土地から生えた立木や雑草が一般の通行に支障をきたす場合は、声掛け及び文書等により、その土地所有者に対し、支障をきたす立木や雑草を撤去するようお願いをしています。

なお、今回住宅側から繁茂している立木や雑草については土地所有者に伐採及び草刈をお願いし、対応する旨の回答をいただいております。

平成 29 年 11 月 10 日 対応／回答